

知事許可漁業の許認可方針改正（素案）の概要

1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、いかかご漁業の許認可方針について、1メートルを超える大きさのかごを使用してはならない旨の規定を追加し、海区委員会指示でかごの大きさを定めているさかなかご漁業との整合を図ります。

なお、本規定については、平成28年に、いかかご漁業の許認可方針を策定した際、漁業者が直近に購入したいかかごの一部に長さ1メートルを超えるものがあったことから猶予期間をおきましたが、令和5年度のさかなかご実態調査の際に1メートルを超えるかごの使用が確認されなかったことを踏まえ、次回（令和6年7月1日）の許可更新に先立ち、許認可方針の改正を行うものです。

このほか、所要の規定整備を行います。

2. 改正内容

■いかかご漁業の許認可方針

【改正後】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項）

- (1) かごは、長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大直径）が1メートルを超えるものを使用してはならない。
- (2) 複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は1隻で行うものとする。
- (3) 他の漁種の操業を妨げないよう努めなければならない。
- (4) いか資源の保護に配慮するよう努めなければならない。

【現行】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項）

- (1) 他の漁種の操業を妨げないよう努めなければならない。
- (2) いか資源の保護に配慮するよう努めなければならない。
- (3) 複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は1隻で行うものとする。

■その他所要の規定整備

- ・まながつお 「黄色の閃光灯と黄色の標旗」→「白色の閃光灯と白色の標旗」
- ・いかかご 「第1種共同漁業権範囲内」→「第1種共同漁業権区域内」
- ・対人全部 「許可等をすべき船舶の数」→「許可等をすべき漁業者の数」
- ・地びき網 「大阪府地先海面」→「第1種共同漁業権区域内」 等

3. スケジュール

- 令和6年 2月上旬：府民意見等の募集（パブリックコメント）
- 令和6年 3月中旬：大阪府漁業協同組合連合会組合長会議への報告
- 令和6年 3月中旬：大阪海区漁業調整委員会での協議
- 令和6年 3月下旬：知事許可漁業の許認可方針改正